

様式第 4 号（第11項関係）

西脇市審議会等の会議の記録

審議会等の名称	令和 8 年度第 1 回西脇市障害者地域支援協議会
開催日時	令和 8 年 5 月 26 日（火）午後 1 時 30 分～ 3 時
開催場所	西脇市役所 市議会委員会室
出席委員の氏名又は人数（敬称略）	朝比奈寛正、時本あさみ、徳平尚子、岡本英子、小林美佐子、土肥博、荻野康子、柳川瀬輝彦、谷水郁代、黒崎彰啓、鈴木隆文、東野直子
欠席委員の氏名又は人数（敬称略）	南久雄、岸本雅彦、藤井順子
出席職員の職・氏名又は人数	福祉部 部長 鈴木成幸 福祉部 参事 伊藤景香 社会福祉課 主査 三村洋由 社会福祉課 職員 草別彩奈 障害者基幹相談支援センターういーぶねっと 藤井志帆 障害者基幹相談支援センターういーぶねっと 安好紅美 株式会社名豊 糸魚川 耕二 株式会社名豊 濱口 裕太
傍聴の人数	0 人
協議又は協議事項	(1) 第 8 期障害福祉計画・第 4 期障害児福祉計画の策定について (2) 西脇市の現状について (3) 事業所・団体用アンケート調査について (4) その他
会議の記録	
発言者	内 容
事務局	1 開会 委員の出席は12名、傍聴は 0 名
部 長	2 あいさつ
事務局	3 委員紹介 委員から自己紹介 (委嘱状交付) 事務局職員等の自己紹介

事務局	4 会長・副会長の選出
会長	会長は朝比奈委員、副会長は南委員に決定 あいさつ
事務局	5 協議・報告事項 ここからは会長が議長となり、進行をお願いします。
会長	議事録署名委員の指名 朝比奈会長と小林委員に決定 (1) 第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画の策定について、骨子案【資料1－1】、基本指針【資料1－2】を事務局から説明願う。
事務局	資料1－1、資料1－2について説明
会長	先ほどの説明に対して、何か意見、質問はあるか。
委員	「強度行動障害の状態のある子への支援」について、子だけでなく大人も含めてほしい。
事務局	指針としては、子。しかし、障害児・障害者に問わない。
委員	骨子案の第1章の法定雇用率の引上げの実施は令和8年8月ではなく令和8年7月から引上げとなったため、資料の修正を求める。
会長	計画の策定において、新設がたくさんあるが、県が計画を策定するものと市町村が策定するものが混在している。、現状、市町村が担うものは決まっていないとなると、国の成果目標の中で、例えば、「施設から一般就労への移行」の新設については、市町村が担うものになるのではないか。前回の計画策定時にはサービスとしてまだ始まっていなかった「就労選択支援事業」がある。今後、計画策定する際の就労選択支援をどれくらいのサービス見込み量として盛り込むのかが懸念の点になってくる。現時点で、西脇市の中に就労選択支援のサービス事業所はあるのか。
事務局	なし。
会長	今後の障害福祉計画を立てる際に、西脇市の中で取り組む新事業で、

	どれくらいにするかというのは、今年度の策定の中に落とし込み、協議をしていかないといけないと思っている。 次に、協議事項のスケジュール案について事務局から説明を願う。
事務局	スケジュール案について説明
事務局	説明後、一旦中断し、片山市長のあいさつ
会 長	現在のスケジュール感としては、第2回と第3回の審議会をまとめて1回でする可能性があることについて、質問や意見はあるか。 なければ、協議事項(2)「西脇市の現状について」事務局から説明を願う。
事務局	西脇市の現状について説明
会 長	西脇市の現状のデータ上の障害者の数であって、福祉サービスを利用している数とは異なる。65歳以降になると、介護保険に切り替わるため、障害者の数が多いからといって福祉サービスを増やせばいいということでもない。実際の現場では、例えば、特別支援学校で知的障害者の数が増えているとか発達障害の子が増えているとか、感覚的にどのように感じているのか。
委 員	北はりま支援学校は知的障害部門の学校だが、知的だけでなく、身体との重複障害の児童・生徒も在籍している。発達障害や行動障害に関すると人数は限定的となってくるが、年々、増加しているような印象は少しある。発達障害や行動障害に特化して増加しているというような印象はあまりない。
委 員	小中学校の特別支援学級の在籍児童生徒については、令和6年度 106名に対し、昨年度は88名で3桁から2桁に減ってきている。特に、中学部においては31名から19名になっている。これは、進学先の高等学校との関係がある。北はりま特別支援学校に進学する生徒も多いが、県立高校に小中学校のような特別支援学級は設けられていないので、特に自閉・情緒学級に在籍する児童はどこかのタイミングで退級をして高校受験に向かうというような現状もこの数字に現れている。発達障害のある児童については、学校によって多少前後すると思うが、平均すると3割の児童生徒が該当するというデータになっている。特別支援学級と通

	常学級があり、その通常学級の中に支援の必要な児童生徒が発達に特性があるということになってこようかと思うが、その生徒たちを見る加配教員が配属されている。また、通級指導と言って、特別支援学級に在籍しないけれど、支援の必要な生徒については、週に1・2回と回数に限られるが、指導・支援をするシステムで現在の学校は動いている。
会 長	現状はよく分かった。やはりデータに載っていないことはすごく大事だと思う。例えば、精神障害者保健福祉手帳の所持者は統合失調症の人が圧倒的に多かった。しかし、ここ10年ぐらいで、医療の発展により統合失調症の数はどんどん減少している。今はおそらく、精神科は発達障害の患者がかなり増えている。精神科医や心理士の方から、学校からの依頼で、発達障害の検査等の依頼がすごく多いと聞く。現状、心療内科のクリニックでも初診で3か月待ちや6か月待ちとなっている。今後は、精神の方は発達障害で手帳を取ったり、何らかのサービスが増えたりしてくることが想定される。受診患者のデータは厚生労働省から出るが、西脇市に沿った計画を策定する場合、実態と乖離すると3年後に計画の見直しをした時に数値が悪くなったりもするので、そのあたりを少し聞いておきたいと思った。西脇市の現状は、障害者数は出ているが、事業所の増減は把握できるのか。障害福祉サービスの事業所や、放課後等デイサービス、児童発達支援など、事業所自体が減っているようでは考えないといけない。人材育成にもつながる。
事務局	配布している「障害者のしおり」の56ページ、57ページに令和8年4月1日現在での市内の事業所一覧を掲載している。ホームページにも掲載している。増減等の把握は可能である。
会 長	事業所の数が出ると人材育成や職員の確保も変わってくる。もちろん、サービス量も変わってくる。福祉の人手不足と言っているが、もし、西脇市に事業所が減ってきているとなると、他の市町の事業所に就職する方が増えるため、事業所の増減は押さえておきたいと思った。
事務局	4年ほど前にも事業所向けのアンケート調査を実施している。その時の事業所数は全体で35事業所があった。今回、前回と同じように事業所数をカウントすると、63事業所になっており、事業所数は増えている。もともと、西脇市はグループホームがない時期があり、皆さんからの要望もかなりあった。市も新規参入に補助金を出したりして参入も増えて

	きている。放課後等デイサービスも増えている状況もあり、事業所数は増えていると思う。
会 長	35事業所数は何年前くらいのことか。
事務局	令和4年12月に調査した時のアンケート調査をした事業所数である。
会 長	事業所は4年で35事業所から63事業所に増えているため人手が足りないってこともあるかもしれない。事業所が増えれば、職員は確保しているはずだが、途中で退職するという問題もでてくると思う。 他に質問・意見はないか。
委 員	1点目は、1ページ目の「精神障害者保健福祉手帳」の「健」が「陰」になっている。18歳未満で発達障害の方は療育手帳という話があったが、発達障害で18歳以上になってから、大人になってから発達障害が分かって手帳を取る方もいる。18歳以上で発達障害の場合は、療育手帳なのか精神障害者保健福祉手帳なのか。取り扱いについて教えてほしい。
事務局	兵庫県では、知的障害を伴わない発達障害の方もB2判定で手帳交付の対象となっている。18歳以上で発達障害ではないかということで窓口で相談に来られた際は、一度主治医に相談するよう案内している。18歳以上の方が療育手帳を取得する場合、18歳未満にその発達障害であったことが分かる証明が必要となる。保護者への聞き取りであったりとか、特別支援学級に在籍されていたことがわかる証明書や学校の様子が見られるような成績表が残っていれば療育手帳を進めることはある。18歳未満の状況が分からない方に関しては、精神障害者保健福祉手帳の取得を勧め、主治医の診断書の提出を求めている。どちらの手帳を取得するかで相談を受けるケースが増えている。
会 長	ほかに何か質問・意見はないか。なければ、次の協議事項3のアンケート調査について事務局から説明を願う。
事務局	アンケート調査について説明
会 長	質問・意見はあるか。

委 員	言葉を教えてほしい。市内事業所用のアンケートの6ページの選択の1番に「介護ロボット・見守りセンサー等の導入による「直接処遇業務」の負担軽減」とあるが、「直接処遇業務」とは何を指すのか。
事務局	「直接処遇業務」については、福祉の現場において利用者の身体に直接触れたり、身の世話をしたりする直接的な支援の業務という定義付けになる。
委 員	「処遇」という言葉が定義としてあるのか、作られた言葉なのか、元々、法律かそれに準ずるものにあるのかどうかを教えてほしい。
事務局	現時点では、指針でも「直接処遇業務」という言葉が入っている。法律であったり根拠にいては、確認をさせてほしい。
会 長	ほかに何か質問・意見はあるか。 前回のアンケートの回収率は何パーセントくらいであったか記録はあるか。
事務局	8団体と35事業所が対象で、8団体中7団体、35事業所中20事業所の回収結果となっている。
会 長	アンケートのこの項目自体は前回の内容と追加以外は変えていないのか。
事務局	前回のアンケートの内容を踏襲している部分が多くあり、今回の指針で示されている人材等の確保に関してのアンケートを追加している。
会 長	市内事業所の方のアンケートの回収率は大体6割程度。回収率を上げるための工夫はどうすればよいか。アンケートの内容を見ると、記述が多いと感じる。事業所の経営目的の記述であったり、サービス種別・業務内容等であったり、現場の事業所の方たちが全てを記述していくのはすごく負担があるのではと思う。回収率を上げるには、答える側の負担を少し軽減する方法を考えもいいのではないかと思う。 また、当事者の方にアンケートは実施していないのか。
事務局	年度は定かではないが、以前に当事者にもアンケートを取っている。

会 長	当事者へのアンケートはおそらく6年以上前になると思う。他の市町でも当事者にアンケートを取っていた記憶がある。サービスを受けるのは本人なので、本来は必要ではないかと思う。ただ、そうなるとアンケートをもう1つ作成する必要がある、6月から始めるとなると、スケジュールがとてもタイトになる。当事者にアンケートを取らなくてよいのか、あるいは取ったほうがいいのかを他の委員の意見も聞きたい。
委 員	当事者と一緒に暮らしている親が、生活の困難さ、理解の困難さを確実に分かっていると思う。それを行政に伝えるには、市役所へ来て訴えるということはないと思う。相談とか事業所を通してとか、直接の声を役所に届けるにはアンケートが有効ではないかと考える。
会 長	ほかの委員の方はどうか。
事務局	この計画の中で、「西脇市障害者基本計画」が大元にある。この計画が令和6年から令和11年の期間になっている。今、第7期・第3期が終期を向かえるところ。今度、第8期・第4期の福祉計画を策定するところである。前回の令和6年度から始まる基本計画の方のこの3年を過ぎた前半の計画、前半が終わった中での後半の計画であることから、事業所と団体へのアンケート調査で整理しているところである。
会 長	基本計画は6年に一回のため、次の3年後の時には当事者の方からのアンケートを取ることによってよいのか。
事務局	はい。6年の内の前期・後期があつて、この後期に関しては今から作業にかかっていくというところがあるため、団体・事業所に対してのアンケート実施ということで考えた。
会 長	事務局としては、3年後の基本計画策定時に当事者へのアンケートを取るということだが、懸念しているのは、障害者の「私たちのことを、私たち抜きで決めないで」というのが、スローガンのように言われている。今回の計画の「サービス見込み量」を決めていくことになる。サービス見込み量なので、事業所であつたり、行政の方から見る過不足というのは今回のアンケートで把握できると思う。ただ、事業所側が思っているものと当事者の人たちが思っているものが実は違うということが

	往々にあって、それは当然である。事業所は民間企業と同様、経営もかかっている。この計画でいくと、後半の計画で当事者の方たちの意見が反映できる機会は「パブリックコメント」になる。パブリックコメントで出てくる意見の件数は1・2件で、事業所の職員からのコメントが多かったりする。大学で授業では、「当事者抜きで何かを決めるのはやめましょう」と教えている。今回の協議会の中でも、当事者委員がおらず関係者で構成されているため、計画自体が少し心配に思った。ただ、市役所に直接意見を言えるであったり、3年後にアンケートを取るのであれば、計画の担保の一つになる。また、パブリックコメントについて、各関係団体の方たちに当事者に何を書いてもいいからコメントするよう声かけを願う。
事務局	先ほどの「直接処遇業務」は、法的な定義付けはされておらず、厚労省からの本指針の方に「直接処遇業務」という言葉が使われているので、それが位置付けになっている。
会 長	ほかに意見がなければ、以上で本日予定していた協議事項は全て終了とする。その他事務局から何かあれば。
事務局	次回の会議は、第7期事業計画の実績、また第8期の計画の素案について、アンケート調査の結果等を協議、基幹相談支援センターからの事業の報告等を考えている。日程は8月の予定であるが、決まり次第改めて連絡をする。
事務局	6 閉会 これをもって令和8年度第1回西脇市障害者地域支援協議会を閉会する。